

## スミドキ U-40 プラス（富士市若者世帯定住支援奨励金制度）

### 【制度内容に関する Q&A】

#### <趣旨・目的、概要>

Q1 制度の趣旨・目的は何ですか。

A 人口減少の著しい若年世代の市外からの転入を促進するため、若年夫婦を対象に、住宅取得に係る費用に対して助成を行います。

Q2 今回、首都圏からの転入者に対して、新たに加算額を設けたのはなぜですか。

A 人口の集中する首都圏からの転入を促進するためです。

#### <対象世帯について>

Q1 対象世帯を教えてください。

A 計画認定申請時において、夫婦のいずれかが満 40 歳未満で、かつ、富士市外に 1 年以上継続して居住している世帯が対象となります。既に富士市に転入している場合は対象となりません。

Q2 市内の若者夫婦世帯を対象とせず、市外からの転入者に限定したのはなぜですか。

A 第五次富士市総合計画（後期基本計画）の都市活力再生戦略及び富士市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、「若い世代の人口の確保」が最上位目標に掲げられており、市外からの若い世代の転入を促進することに重点を置きました。

また、市内在住者については、定住とまちなか居住の促進を目的とした、富士市若者世帯まちなか居住支援奨励金交付制度（まちなか U-40）を平成 28 年 10 月から実施する予定です。

Q3 富士市に何年以上住む必要がありますか。

A 10 年以上居住する必要があります。10 年に満たない場合は基準に基づき返還を求めます。

Q4 住宅取得後に富士市へ転入し、婚姻する予定ですが、対象となりますか。

A 計画認定申請時に婚姻していることが条件になりますので、対象となりません。

## <二世帯住宅について>

Q1 二世帯住宅としての条件は、どのようなものがありますか。

A 各世帯が、それぞれ、台所・トイレ・浴室（シャワー室は不可）を備えていることが条件となります。

Q2 今回新しく家を建替えて二世帯住宅にし、市外の親と同居する場合対象になりますか。

A 補助金の対象となる若者夫婦世帯の増加にはならないため、対象となりません。

## <住宅・建築について>

Q1 どのような住宅が対象となりますか。

A 建物部分の取得価格が 500 万円（税込）以上の新築・建売・中古住宅、分譲マンションで、居住用部分の床面積が 50 m<sup>2</sup>を超える住宅が対象となります。

Q2 取得価格とはどのような費用になりますか。

A 新築住宅にあつては当該住宅の工事費用の額、建売住宅、中古住宅及び分譲マンションにあつてはこれらの住宅の購入費用の額となります。中古住宅及び分譲マンションについては、その改修費用を含みます。いずれの場合も、土地の購入費用は含みません。

Q3 市外から子世帯が転入し、増改築しますが対象となりますか。

A 転入されるお子さんの世帯（以下「若者世帯」という。）が施主となり、増改築部分の床面積が 50 m<sup>2</sup>を超え、かつ、その費用が 500 万円（税込）以上であれば、増改築も対象となります。ただし、住宅の所有権を共有する場合には、若者世帯の持分の合計が 2 分の 1 以上であり、かつ、当該住宅の取得価格のうち 500 万円（税込）以上を若者世帯が負担することが条件となります。

Q4 セカンドハウスとして新築する予定ですが、対象になりますか。

A 取得した住宅に定住し、住民登録することが条件になりますので、対象外となります。

Q5 アパートを新築し、その一室に居住する場合は対象となりますか。

A アパートだけでは対象になりませんが、その一室を居宅にして定住し、住民登録をすれば対象となります。ただし、居住用部分の床面積が 50 m<sup>2</sup>を超え、かつ、その費用

が 500 万円（税込）以上であることが必要です。

Q6 店舗併用住宅は対象となりますか。

A 店舗併用住宅の住宅専用部分の床面積が 50 m<sup>2</sup>を超え、かつ、その費用が 500 万円（税込）以上であれば、対象となります。店舗のみの建物は対象となりません。

Q7 別荘は対象となりますか。

A 別荘は対象となりません。

### <小学生までの子がいる世帯について>

Q1 計画認定申請時は妊娠中ですが、子ども一人の上乗せ補助はもらえますか。

A 計画認定申請時に同居している小学校 6 年生までのお子さんが加算対象となりますので、妊娠中のお子さんは加算の対象にはなりません。ただし、計画認定申請後に出産した場合でも、完了届申請前までに計画認定の変更申請をしていただければ、上乗せ補助を受けることはできます。

### <施工業者について>

Q1 市内業者の条件は何ですか。

A 原則として、市内に主たる事務所（本社）を有する工務店、大工等の事業者が該当します。

Q2 施工を市内業者も含めた複数業者で行いますが、上乗せ補助は受けられますか。

A 主たる工事（本体建築）を行う業者が、市内業者であれば該当します。

Q3 市内業者の施工であることをどのように確認するのですか。

A 見積書、契約書等で施工業者を確認します。その他、建築又は取得した住宅が市内業者により施工されたことを証明する書類の提出を求める場合があります。

### <建売住宅・中古住宅・分譲住宅について>

Q1 建売住宅・中古住宅・分譲マンションは対象となりますか。

A 自ら居住するために購入する物件で、居住用部分の床面積が 50 m<sup>2</sup>を超え、かつ、建物部分の取得価格が 500 万円（税込）以上であれば対象となります。

Q2 友人が所有していた住居を購入して市外から転入予定ですが、対象となりますか。

A 居住用部分の床面積が 50 m<sup>2</sup>を超え、かつ、建物部分の取得価格が 500 万円（税込）以上であれば対象となります。

### <土地について>

Q1 土地の取得は対象となりますか。

A 土地の取得のみの場合は対象となりません。

Q2 両親が所有している土地に新築後、転入する予定ですが、対象となりますか。

A 土地について要件は定めてありませんので、対象要件等に該当すれば対象となります。

### <対象地域について>

Q1 対象地域が限定されていますが、工業・準工業地域が対象から外れているのはなぜですか。

A 用途の混在を防ぎ、効率的で適正な機能と良好な環境を有する都市形成を図るため、都市計画法により用途地域が定められています。工業系地域は主として工業の利便性を図る地域であり、市が助成して一般住宅の建築を勧めるべき地域ではないため、対象から外しています。

Q2 建築物の敷地が住居系又は商業系地域と工業系地域にわたる場合、対象となりますか。

A 工業系地域が 2 分の 1 未満であれば対象となります。

### <工事期間について>

Q1 工事期間に制限はありますか。

A 計画認定の申請書を提出し、計画が認定された後、1年以内に完了届を提出していただく必要があります。また、完了届承認通知後は速やかに補助金の交付申請が必要です。

### <補助金の返還について>

Q1 補助後、市外に転出することになりました。補助金は返還しなければならないのですか。

A 引き続き10年以上居住することが出来なくなった場合には、やむを得ない事由がある場合を除き、居住年数に応じた一部の返還をしなければなりません。また、虚偽や不正な手段により、奨励金の交付を受けたことが認められた場合には全部の返還を命じます。

Q2 交付決定を取り消すことがありますか。

A 交付決定後であっても、偽りその他不正な手段により交付の決定を受けたと認められる場合は、交付決定の取り消しとなります。

### <共有について>

Q1 親と所有権を共有する場合は対象となりますか。

A 若者夫婦世帯の持分が2分の1以上であり、かつ、当該住宅の取得価格のうち500万円（税込）以上を当該夫婦が負担していれば対象となります。

### <その他>

Q1 所得制限はありますか。

A 所得制限はありません。

Q2 ほかの補助金等との併用は構いませんか。

A 構いません。